

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年8月6日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長 宇野 聡夫

1 見積合わせに付する事項

- (1) 工 事 名 北海道森林管理局庁舎出退勤表示灯交換工事
- (2) 工 事 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 工 事 場 所 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
- (4) 工 事 期 間 契約締結の翌日から令和8年10月30日（金曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和07・08年度の北海道森林管理局における『建築一式工事』若しくは『電気工事』の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を当該工事に配置できること。
 - ① 第一種電気工事士又は、2級電気工事施工管理技士以上の資格を有する者であること。
 - ② 配置予定技術者については、申請書及び資料提出日前の3ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるも

のとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(6) 本店、支店又は営業所等が、北海道森林管理局管内に所在すること。

(7) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

① 仕様書等を示す場所

北海道森林管理局→ホーム→公売・入札情報→一般競争入札（すべての公告）

② 問合せ先及び見積書の提出先

北海道森林管理局 総務企画部 経理課 専門官

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 70 番

電話 011-622-5214

Mail : h_bid-contact@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

(1) 見積書は令和 8 年 8 月 6 日（木曜日）から受け付け、令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに限ります。

(2) 見積書の提出に当たっては、郵送（持参可）のほか、Mail による提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。

電子メールによる提出用アドレス : h_bid-contact@maff.go.jp

なお、電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、見積書提出期限日の 9 : 00 ~ 17 : 00 までに上記 3 ②へ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2 - (2) の書類及び委任状を同時に提出する場合は PDF ファイルとして添付すること。

(3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載してください。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法及び地方税法（以下「消費税等」

という。)の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

5 見積合わせについて

見積合わせは非公開で行い、その結果については、原則として契約の相手方と決定した者へのみ見積書の提出期限以後概ね1～2日(閉庁日除く)中に通知します。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ>公売・入札情報>競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等>北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。

9 契約書等作成の要否について 要。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (4) 完成検査完了後の支払いに当たっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いいたします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)
をご覧ください。